

○国土交通省告示第千二百四十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

改正前

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第二項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)、(ハ)及び(ニ)から(二十一)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)、(ハ)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)から(ハ)まで及び(ニ)から(二十二)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(ウ)、(ハ)、(三十七)及び(三十八)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。

別表第一

別表第一

備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(三) (略)	(イ)検査項目		(ウ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
		機械換 気設備	機械換 気設備 (中央 管理方 式の空 気調和 設備を 含む。) の外観			
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)		
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	各居室の給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	各室の給気口及び排気口の設置位置	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	各室の給気口及び排気口の状況	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	目視又は触診により確認すること、足りる。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	目視又は触診により確認すること、足りる。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
備を 気設 (換 居室 れた けら が設 設備 換気 づき に基 三項 は第 項又 第二 八条 二十 法第 一第	(四)			(略)	目視又は触診により確認すること、足りる。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

設計するべき理室等を除く。

(削る) (略)

(削る)

(削る) (略)

設計するべき理室等を除く。

(九) (略)

機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。) の性能

(略) 各系統の換気量

外気を取り入れる風道の同一断面から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する (風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。)

$$V = 3600VA$$

この式において、
 V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 V 換気量 (単位: 一時間につき立方メートル)
 ν 平均風速 (単位: 一秒につきメートル)
 A 風道断面積 (単位: 平方メートル)

ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。

令第二十條の二第一号口の規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。

(九)

機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の性能

各居室の換気量

給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。

$$V = 3600 \nu A C$$

この式において、
V、 ν 、A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 換気量(単位 一時間につき 立方メートル)
- ν 平均風速(単位 一秒につき メートル)
- A 給気口断面積(単位 平方メートル)
- C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比

令第二十条の二第一号口若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあつては、次のイ若しくは口のいずれかに該当すること。
イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあつては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の千を超えていること。
ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあつては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。

(十)

各室の換気量

給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する(風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認すること)。

$$V = 3600 \nu A C$$

この式において、
V、 ν 、A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 換気量(単位 一時間につき 立方メートル)
- ν 平均風速(単位 一秒につき メートル)
- A 給気口断面積(単位 平方メートル)
- C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比(還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値)

令第二十条の二第一号口の規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあつては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の千を超えていること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。

(ロ)	(カ)	(イ) (ウ) (エ)	(ハ)
中央管 理方式 の空気 調和設 備		(略)	
各居室の相対 湿度	居室の中央付近にお いて湿度計により測 定する。	各居室の温度 居室の中央付近にお いて湿度計により測 定する。	(略)
令第二百二十九条の二 の六第三項の表(四)項 の規定に適合しない こと。	令第二百二十九条の二 の規定に適合しない こと。		$C = \frac{V_2}{V_1}$ <p>この式において V₁及びV₂は、そ れぞれ次の数値 を表すものとす る。 V₁ 空気調和設 備の送風空気 量(単位一 時間につき立 方メートル) V₂ 空気調和設 備への取り入 れ外気量(単 位一時間に つき立方メー トル)</p>

(カ)	(ロ)	(イ) (ウ) (エ)	(ハ)
中央管 理方式 の空気 調和設 備		(略)	
各室の相対湿 度	居室の中央付近にお いて湿度計により測 定する。ただし、前 回の検査以降に同等 の検査	各室の温度 居室の中央付近にお いて湿度計により測 定する。ただし、前 回の検査以降に同等 の方法で実施した検 査の記録がある場合 にあつては、当該記 録により確認するこ とで足りる。	(略)
令第二百二十九条の二 の六第三項の表(四)項 の規定に適合しない こと。	令第二百二十九条の二 の規定に適合しない こと。		$C = \frac{V_2}{V_1}$ <p>この式において V₁及びV₂は、そ れぞれ次の数値 を表すものとす る。 V₁ 空気調和設 備の送風空気 量(単位一 時間につき立 方メートル) V₂ 空気調和設 備への取り入 れ外気量(単 位一時間に つき立方メー トル)</p> <p>ただし、前回の検査 以降に同等の方法で 実施した検査の記録 がある場合にあつて は、当該記録により 確認すること足り る。</p>

		換気設備を設けるべき調理室等		(略)	(略)	(略)
自然換気設備及び機械換気設備						
機械換気設備の換気量	(略)	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。	(略)	(略)
		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五項第一項第三号イ(2)又は第二項の規定に適合しないこと。		
この式において、 V、 ν 及びAは、 それぞれ次の数値を 表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき 立方メートル) ν 平均風速(単位 一秒につき メートル) A 開口断面積 (単位 平方 メートル)		排気口の同一断面内 から五箇所を偏りな く抽出し、風速計を 用いて風速を測定 し、次の式により換 気量を算出する。 $V = 3600\nu A$	令第百十五項第一項 第一号イ又は昭和 四十五年建設省告示 第千八百二十六号段 第三の規定に適合し ないこと。			

		換気設備を設けるべき調理室等		(略)	(略)	(略)
自然換気設備及び機械換気設備						
機械換気設備の換気量	(略)	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷していること。	(略)	(略)
		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五項第一項第三号又は第二項の規定に適合しないこと。		
この式において、 V、 ν 及びAは、 それぞれ次の数値を 表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき 立方メートル) ν 平均風速 (単位 一秒 につきメー トル) A 開口断面積 (単位 平方 メートル)		排気口の同一断面内 から五箇所を偏りな く抽出し、風速計を 用いて風速を測定 し、次の式により換 気量を算出する。 $V = 3600\nu A$	令第百十五項第一項 第一号イ又は昭和 四十五年建設省告示 第千八百二十六号段 第三の規定に適合し ないこと。			

(甲)	(略)
煙感知器による作動の状況	(略)
発煙試験器等により作動の状況を確認する。	<p>十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>この式において、 Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> Q 排煙風量 (単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速 (単位 一秒につきメートル)
排煙口が連動して開放しないこと。	<p>九条第一項又は第九十二条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(甲)	(略)
煙感知器による作動の状況	(略)
発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	<p>十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60AV_m$ <p>この式において、 Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> Q 排煙風量 (単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速 (単位 一秒につきメートル) <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。</p>
排煙口が連動して開放しないこと。	<p>九条第一項又は第九十二条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(三十五)	(三十四)	(三十二)	(三十一)	(二十六)	(二十五)	(略)
備 排煙設 構の 特殊な						道 排煙風
状況 手動開放装置の周囲の 目視により確認す る。 周囲に障害物があり 操作できないこと。	(略)	(略)	防火ダ ンパー (外壁 の開口 部で延 焼のお それの ある部 分に設 けるも のを除 く。)	(略)	機械排 煙設備 の排煙 風道(こ 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。)	(略)
					排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
					断熱材に脱落又は損傷があること又は令第二百二十六条の第三項第七号で準用する令第一百五十五条第一項第三号イ②の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第二百二十六条の第三項第七号で準用する令第一百五十五条第一項第三号イ②の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三十五)	(三十四)	(三十二)	(三十一)	(二十六)	(二十五)	(略)
(新設)						道 排煙風
状況 手動開放装置の設置の 目視により確認す る。 周囲に障害物があり 操作できないこと。	(略)	(略)	防火ダ ンパー (略)	(略)	機械排 煙設備 の排煙 風道(こ 隠蔽部 分及び 埋設部 分を除 く。)	(略)
					排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
					断熱材に脱落又は損傷があること又は令第二百二十六条の第三項第七号で準用する令第一百五十五条第一項第三号イ②の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第二百二十六条の第三項第七号で準用する令第一百五十五条第一項第三号イ②の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

別表第四

二 (略)		給湯設備 (循環ポンプを含む)	飲料水の配管 (削る)	設置	六 (略)	自家発電装置 (略)	自家発電装置 (略)	池及び自家用発電装置 (略)
二 (略)								
(イ) 検査項目	(ウ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	五項(ニ)から(内)まで並びに六項(三)から(内)まで及び(ハ)から(ニ)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(イ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することとする。				

別表第四

二 (略)		給湯設備 (循環ポンプを含む)	飲料水の配管 (削る)	設置	六 (略)	自家発電装置 (略)	自家発電装置 (略)	池及び自家用発電装置 (略)
二 (略)								
(イ) 検査項目	(ウ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	(新設)				

(略)

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(注)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することとする。

一項(一)を除く。、二項(一)及び(二)を除く。、並びに三項(一)・(二)・(三)及び(二十一)を除く。	前回の検査後にそれぞれ(注)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
一項(一)・二項(一)・(二)及び(三)並びに三項(一)・(二)・(三)・(四)及び(二十一)	前回の検査後にそれぞれ(注)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けらるべき調理室等を除く。)	(略)
(1)・(2)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の外観	(略)
(3)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	(略)
(4)	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)
(5)~(8)	(略)	(略)
(割る)	(割る)	(略)
(9)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の性能	(略)
(10)	各居室の換気量 (略)	(略)
(11)~(15)	中央管理方式の換気設備	(略)
(16)	各居室の温度	(略)
(17)	各居室の相対湿度	(略)
(18)	各居室の浮遊粉じん量	(略)

(略)

(新設)

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けらるべき調理室等を除く。)	(略)
(1)・(2)	機械換気設備 (中央管理方式の換気設備を含む。)の外観	(略)
(3)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	(略)
(4)	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)
(5)~(8)	(略)	(略)
(9)	各系統の換気量	(略)
(10)	各居室の換気量 (略)	(略)
(11)	各居室の換気量 (略)	(略)
(12)~(16)	中央管理方式の換気設備	(略)
(17)	各室内の温度	(略)
(18)	各室内の相対湿度	(略)
(19)	各居室の浮遊粉じん量	(略)

(19)	各居室の一酸化炭素含有率	(略)
(20)	各居室の二酸化炭素含有率	(略)
(21)	各居室の気流	(略)
(略)		

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1(9) 「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況調査票(別表1)を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表
(排煙設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(1)～(10)	(略)	(略)
(11)～(13)	排煙口	(略)
(14)	機械排煙設備の排煙口の外観	(略)
		手動開放装置の周囲の状況
(15)～(31)	(略)	(略)
(32)～(34)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	(略)
		手動開放装置の周囲の状況
(35)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)
		給気送風機の給気風量
(36)～(45)	(略)	(略)
(46)～(48)	(略)	(略)
(49)	(略)	(略)
(50)	(略)	(略)
(51)～(53)	(略)	(略)
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)

(20)	各室の一酸化炭素含有率	(略)
(21)	各室の二酸化炭素含有率	(略)
(22)	各室の気流	(略)
(略)		

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1(10) 「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況調査票(別表1)を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表
(排煙設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(1)～(10)	(略)	(略)
(11)～(13)	排煙口	(略)
(14)	機械排煙設備の排煙口の外観	(略)
		手動開放装置の設置の状況
(15)～(31)	(略)	(略)
(32)～(34)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	(略)
		手動開放装置の設置の状況
(35)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)
		給気送風機の給気風量
(36)～(45)	(略)	(略)
(46)～(48)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(新設)
(49)	(略)	(略)
(50)～(52)	(略)	(略)
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)

(略)		(略)	
(3)~(5)	加圧防排煙設備	給気口の外觀	給気口の手動開放装置の周囲の状況
(6)・(7)		(略)	(略)
(8)			

4 予備電源		(略)	
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の防火区画等の貫通措置の状況	(略)
(2)~(12)			(略)

(略)		(略)	
(8)~(28)	直結エンジン	直結エンジンの始動及び停止並びに運転の状況	(略)
(29)		性能	(判る)
(判る)			(判る)

(注意)
 ①~⑩ (略)
 ⑪ 1 切「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
 ⑫~⑯ (略)
 別記第三号(A4)

検査結果表
 (非常用の照明装置)
 (略)

番号	検査項目等	(略)
1	照明器具	(略)
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等 (略)
(2)		照明器具の取付けの状況

(略)		(略)	
(3)~(5)	加圧防排煙設備	給気口の外觀	給気口の手動開放装置の設置の状況
(6)・(7)		(略)	(略)
(8)			

4 予備電源		(略)	
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の防火区画の貫通措置の状況	(略)
(2)~(12)			(略)

(略)		(略)	
(8)~(28)	直結エンジン	直結エンジンの始動及び停止の状況	(略)
(29)		性能	(判る)
(判る)		運転の状況	(判る)

(注意)
 ①~⑩ (略)
 ⑪ 1 切「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
 ⑫~⑯ (略)
 別記第三号(A4)

検査結果表
 (非常用の照明装置)
 (略)

番号	検査項目等	(略)
1	照明器具	(略)
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等 (略)
(新設)		照明器具 (新設)

2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	(略)
(判る)		(判る)	(判る)
(2)~(4)	(略)		
(略)			
6	自家用発電装置		
(略)			
(3)・(4)	自家用発電装置の性能	(略)	(略)
(5)		運転の状況	(略)
(6)・(7)	(略)		
(略)			

(注意)

- ①~⑩ (略)
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付して下さ
- い。
- ⑫~⑯ (略)

別記第四号(A4)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

番号	検査項目等			(略)
(略)	(略)			
2	飲料水の配管設備			(略)
(1)~(8)	(略)			
(9)・(10)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	(略)	(略)	(判る)
(判る)		(判る)		(判る)
(略)				

(注意)

(略)

2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	(略)
(2)		予備電源の性能	(略)
(3)~(5)	(略)		
(略)			
6	自家用発電装置		
(略)			
(3)・(4)	自家用発電装置の性能	(略)	(略)
(5)		音、振動等の状況	(略)
(6)・(7)	(略)		
(略)			

(注意)

- ①~⑩ (略)
- ⑪ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付して下さ
- い。
- ⑫~⑯ (略)

別記第四号(A4)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

番号	検査項目等			(略)
(略)	(略)			
2	飲料水の配管設備			(略)
(1)~(8)	(略)			
(9)・(10)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	(略)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	(略)
(11)				(略)
(略)				

(注意)

(略)

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A.4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量)				
			m ³ /min				
2	排 煙 口						
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※1)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判 定
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	給 気 送 風 機						
	吸入口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※1)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判 定		
					指摘なし・要是正		
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え					
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正					
5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A.4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量)				
			m ³ /min				
2	排 煙 口						
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※1)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判 定
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え					
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正					
4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正について（技術的助言）

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 1214 号）は、平成 30 年 10 月 29 日に公布され、公布の日から起算して 3 月を経過した日（平成 31 年 1 月 29 日）に施行されることとなった。

については、改正後の当該告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

- 1 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録については、次の表の左欄に掲げる各別表における中欄の項目に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる法令による点検等の記録とすること。

別表	項目	建築基準法令以外の法令
別表第一 (換気設備)	1 項(四)及び(十三)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
別表第二 (排煙設備)	1 項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2 項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3 項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに 4 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
	4 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
別表第三 (非常用の照明装置)	5 項(二)から(六)まで並びに 6 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
	6 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
別表第四 (給水設備及び排水設備)	1 項(二)、2 項(二)、(三)及び(七)並びに 3 項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)

2 前回の検査後に別表第一及び別表第四に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録、又は前回の検査後に別表第一から別表第四までに掲げる検査について建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認する場合においては、当該建築設備の実態や他の項目等の結果を適切に把握した上で判断すること。

また、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時にも改めて検査すること。

3 別表第二第 1 項の検査事項に(四十九)「給気送風機の給気風量」を追加したため、遺漏のないよう留意すること。